

意見募集

みなさまのご意見・情報をお寄せください

神戸市手数料条例施行規則 の一部改正について

意見募集期間

令和3年5月17日～6月16日

問い合わせ先

神戸市環境局業務課

電話 078-595-6141

1 意見募集期間

令和3年5月17日(月)～令和3年6月15日(火)

2 意見の提出方法

次のいずれかの方法によりご提出ください。

(1) 郵送による提出

〒651-6141 神戸市中央区磯上通 7-1-5 三宮プラザ EAST2F
神戸市環境局業務課 意見募集宛

(2) ファクシミリ による提出

(078)595-6246 神戸市環境局業務課 意見募集宛

(3) 電子メールによる提出

アドレス:kankyogyomu@office.city.kobe.lg.jp

件名には「意見募集」と記載いただき、コンピューターウィルスへの感染防止のため、添付ファイルは使用せず、メール本文にテキスト形式で入力してください。

(4) 持参による提出

神戸市環境局業務課
神戸市中央区磯上通 7-1-5 三宮プラザ EAST2F
平日 8時45分～12時、13時～17時30分までの間

3 注意事項

- (1) この案件は、神戸市民の方のみならず、どなたでも提出していただけます。
- (2) 書式は自由ですが、必ず提出者の住所及び氏名(法人その他の団体の場合は、名称及び所在地及び代表者の氏名)を記載してください。
- (3) 提出される書式には、「神戸市手数料条例施行規則の一部改正」に対してのご意見・情報であることを明記してください。
- (4) 電話などによる口頭のご意見・情報の受付及びいただいたご意見・情報に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。
- (5) いただいたご意見・情報に対する神戸市の考え方等を、神戸市ホームページにて令和3年6月下旬頃(予定)に掲載いたします。
ホームページがご覧いただけない場合は、市政情報室(市役所2号館2階)でご覧いただけます。

4 個人情報 の 取 扱 い に つ い て

- (1) ご提出いただきましたご意見・情報は、住所、氏名、個人又は法人等の権利利益を害するおそれのある情報等、公表することが不適切な情報（神戸市情報公開条例第 10 条各号に規定する情報）を除いて、ホームページ等で公表させていただきます。
- (2) 個人情報等の取り扱いには十分注意し、個人が特定できるような内容では掲載いたしません。
- (3) ご意見・情報、氏名、住所、電子メールアドレス等につきましては、神戸市個人情報保護条例に基づき、他の目的に利用・提供しないととも、適正に管理いたします。
- (4) ご提出いただいたご意見・情報の考慮に際し、内容を確認させていただく場合がありますので、氏名・住所の記載をお願いしています。

神戸市手数料条例施行規則の一部改正について（概要）

1. 改正の趣旨

神戸市では、家庭から排出される大型ごみを市が収集し、運搬し、処分する際の手数料（以下「大型ごみ処理手数料」という）は、インターネットや電話等での申込後、神戸市大型ごみ処理手数料納付券（シール券）の購入時に徴収することとしています。

平成30年度からインターネット受付を開始していますが、現在、インターネットを利用して申込まれる方が全体の4割程度を占めるようになってきていることから、この度、さらなる市民の利便性向上を図るため、これまでのシール券の購入による方法に加えて、オンラインでのキャッシュレス決済（クレジットカード・ID決済）を導入します。

2. 改正案の概要

神戸市手数料条例施行規則のうち、大型ごみ処理手数料の徴収の時に定める条文を、インターネットでのキャッシュレス決済（クレジットカード・ID決済）に対応できるように一部改正します。

3. 施行予定日

令和3年8月1日（日）

